

(3) 屋外広告物の表示および設置に関する事項

工作物のうち、屋外広告物法に基づく屋外広告物については、以下に示す長野県屋外広告物条例に基づく現行の制限内容を継承します。

将来的に、いまある良好な景観を保つうえで必要性が生じた場合は、屋外広告物法に基づく飯綱町独自の屋外広告物条例の検討を行います。

<参考>長野県屋外広告物条例に基づく現行の制限内容

●屋外広告物禁止地域

上信越自動車道両側 500m、県道長野荒瀬原線（長野市境一三本松交差点付近）両側 50m
→原則として、屋外広告物を表示・設置はできない。

●屋外広告物許可地域：上信越自動車道両側 1,000m

屋外広告物許可地域における許可基準

項目		基準
屋上広告物	本体の高さ	13m以下
	建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下
袖看板	下端の高さ	道路4.7m以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5m以上
	壁面からの出幅	1.5m以下
	道路上の出幅	1.0m以下
	その他	壁面の上端を超えないこと。
地上に設置する広告物等	高さ	13m以下
	表示面積	合計50㎡以下
その他の広告物等		—